平成　　年　　月　　日

ＤＩＹ対応型賃貸物件改修申請書

1. 住所 〒790-0014

愛媛県松山市柳井町1丁目13-8

　　　　　　　　　　　 株式会社　杉住宅

代表取締役　杉　源嗣　　　　　　　　　印

1. 住所

氏名 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　 印

私が賃借している下記（１）の住宅のＤＩＹ工事を、下記の通り行いたいため、別紙合意書を添付して申請しますので、承諾及び合意書の取り交わしをお願いします。なお、別紙合意書の合意事項を遵守します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 住宅 | 名　　称 | |  |
| 所 在 地 | |  |
| 住戸番号 | |  |
| 1. 改修プラン | | 別表のとおり | |

承　諾　書

　上記について、承諾いたします。

　　　　平成　　年　　月　　日　　　　　〒790-0014

愛媛県松山市柳井町1丁目13-8

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 株式会社　杉住宅

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　杉　源嗣

改修プラン

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 改修  プラン | 施工方法・  使用材料 | 所有権 | 退去時の収去  (残置・撤去) | 残置する場合の補修 | 原状回復義務 | 退去時の精算等 | 図面の添付 |
| (例)棚設置  洗面台横 | ビス固定  化粧板  棚受け | 乙 | 残置 | 無 | 無 | 無 | 有  図面1 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

合 意 書

貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、契約書第１０条第２項に基づき、平成　　年　　月　　日に乙が申請したＤＩＹ対応型賃貸物件改修申請書に際し、以下の事項について合意する。

(契約期間及び費用)

1. 契約は3年以上の入居を条件とする。ＤＩＹ契約金として54000円を支払う。

契約時に一括で支払うか、36回払(毎月1500円)を選ぶことが出来る。

分割払とする場合には、月々の家賃と共に支払うこととする。

ペットを飼育する場合には、ペット保証金として通常契約の半額を預かるものとする。

1. 3年未満の解約

ＤＩＹ契約金は修繕分担金とし、通常の退去精算を行う

1. 3年以上の解約

ＤＩＹ契約金で室内清掃、エアコンクリーニング、入居中の造作物の撤去を行う。

契約金は返還しない。

1. ペット保証金について

ペットによる柱　敷居等への傷の補修、ペット飼育部屋全戸の滅菌処理の費用にあてる。残金の発生する場合は返金する。

（施工及び施工状況の確認）

2　乙は、契約書第10条第２項に規定する「居室に改造・改装・造作等を加える」（以下「改修等」という。）に際して、本物件及び第三者に損害を与えないように充分留意し、万一損害を与えたときは、その責任において問題の解決にあたらなければならない。

増改築等の実施前にその内容について甲と乙は十分に協議を行うとともに、実施前の原状の確認及び実施後の施工状況の確認のため、甲又は乙の一方が書面等による確認又は立ち会いを求めた場合、他方はそれに応じなければならない。

（所有権の帰属）

3　「ＤＩＹ対応型賃貸物件改修申請書　別表」（以下「改修プラン」という。）に記載された改修に係る工事部分（設置した造作及び工作物を含む。以下「工事部分」という。）に係る契約期間中の所有権の帰属については、改修プランに記載のとおりとする。

改修プランにおいて、乙の所有物とし、明渡し時に残置するとした工事部分については、乙は、明渡し時にその所有権を放棄することとする。

（契約期間中の管理及び修繕）

4　契約書「原状回復に関する確認書」の定めにかかわらず、契約期間中における工事部分に関する必要な管理及び修繕については、乙がその責任と負担で行わなければならない。

（明渡し時の収去等及び原状回復義務）

5　本物件の明渡しに際し、工事部分に係る残置又は撤去の別、残置する場合の補修の要不要及び契約書「原状回復に関する確認書」に規定する乙の原状回復義務の有無については、改修プランに記載のとおりとする。改修プランに記載されていない箇所については契約書に記載の通りとする。

残置する場合に補修を要するとされた工事部分については、明渡し時に工事部分の本来有する機能が失われている場合には、契約書「修繕費負担者一覧及び目安表」の規定に準拠して補修を行うこととする。

原状回復義務ありとされた工事部分については、乙の責任と負担で工事部分を原状回復し、又は乙が原状回復費用を負担しなければならない。

（明渡し時の精算等）

6　本物件の明渡しに際し、工事部分についての諸費用の精算又は買取りは一切行わない。

工事部分の精算等に関しては、乙は甲に対し、その事由、名目の如何に関わらず一切の請求をすることはできない。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり合意したことを証するため、本合意書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

以上

平成　　年　　月　　日

(甲)　住所 〒790-0014

愛媛県松山市柳井町1丁目13-8

　　　　　　　　　　　 株式会社　杉住宅

代表取締役　杉　源嗣

借主（乙）住所 〒

　　　氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印